

2024年度豊岡市太陽光発電システム設置補助事業 申請の手引き

1 補助の概要

住宅用・事業者用太陽光発電システム・住宅用定置型リチウムイオン蓄電池システムの設置にかかる費用の一部を、いずれも予算の範囲内で補助します。

2 補助の対象となる条件

(1) 太陽光発電システム

- ア 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系した太陽光発電及び高圧配電線と逆潮流無しで連系した太陽光発電であること。(注1)
- イ 太陽電池モジュールは、JISに基づく試験により認証を受けていること。
- ウ 補助対象経費が1kW当たり45万円以下(税別)であること。(注2)
- エ 未使用品であること。
- オ 登録事業者と施工契約を締結すること。ただし、市内に事業所を所有する登録事業者が所有する建物に自社で太陽光発電を設置、施工を行う場合は施工契約の締結は不要。(注3)
- カ 太陽光発電の設置工事の着手が、交付決定通知の日(市が交付申請を受け、交付決定を通知した日)以降であること。
- キ 電力会社と電力受給契約を締結すること。ただし、高圧配電線と逆潮流無しで連系した太陽光発電システムを設置する場合はこの限りでない。
- ク 電力会社との太陽光発電の電力受給の開始が2024年4月1日から2025年3月31日の間であること。
- ケ 全量売電ではないこと。(注4)
- コ 低圧配電線と逆潮流有りで連系した太陽光発電システムを設置する場合は、50kW未満の設置であること。

(注1)「低圧配電線と逆潮流有りで連系した太陽光発電」(余剰売電型)とは、商用電力と連系し、自家使用を超える余剰分を電力会社に売電することができるシステムをいいます。

「高圧配電線と逆潮流無しで連系した太陽光発電」(完全自家消費型)とは、発電した全電力を自家消費するシステムをいいます。

(注2) 補助対象経費は以下に掲げるものとします。

【補助対象経費の項目】

太陽電池モジュール	パワーコンディショナー(インバータ・保護装置)	架台
接続箱	配線・配線器具などの購入・据付	設置工事

※登録事業者が所有する建物に自社で太陽光発電システムの施工を行う場合、購入費のみを対象とする。

(注3) 登録事業者とは、太陽光発電システムや蓄電池設置の施工を行う者として市の登録を受けた法人又は個人事業者です。随時登録を受け付けています。

(注4) 自家消費を基本とし、余剰電力については売電可能とします。

※出石重要伝統的建造物群保存地区に指定されている区域では、原則として設置することができません。詳しくは、出石振興局地域振興課(0796-21-9025)へ問い合わせてください。

※出石城下町、城崎温泉、江原駅東地区の景観形成重点地区では、市との事前協議が必要です。詳しくは、都市整備部都市整備課(0796-23-1712)へ問い合わせてください。

※また、他の地区でも一定規模以上であれば事前に協議が必要となる場合があります。詳しくは、都市整備部都市整備課(0796-23-1712)へ問い合わせてください。

(2) 定置用リチウムイオン蓄電池

ア 太陽光発電システムで発電した電気を蓄電し、使用するために設置する定置用リチウムイオン蓄電池システムであること。

イ 国が2017年度以降に実施する補助事業における補助対象システムとして、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録されているもの。

ウ 未使用品であること。

エ 登録事業者と施工契約を締結すること。(注1)

オ 蓄電池の設置工事の着工が、交付決定通知の日(市が交付申請を受け、交付決定を通知した日)以降であること。

カ 蓄電池の稼働開始日が2024年4月1日から2025年3月31日の間であること。

(注1) 登録事業者とは、太陽光発電システムや蓄電池設置の施工を行う者として市の登録を受けた法人又は個人事業者です。随時登録を受け付けています。

3 補助金の額

(1) 太陽光発電システム

ア 住宅用の場合

補助金の額 = 1kW 当たり 3万円 × 太陽電池の最大出力(kW 表示) 上限 4kW

市内事業者が製造した太陽電池モジュールを使用する場合は1kW 当たり 4万円

イ 事業者用の場合

補助金の額 = 1kW 当たり 3万円 × 太陽電池の最大出力(kW 表示) 上限 20kW

(2) 定置用リチウムイオン蓄電池システム

補助金の額 = 1kWh 当たり 3万円 × 蓄電池の容量(kWh 表示) 上限 6kWh

※補助金の計算時には、太陽電池最大出力又は定置用リチウムイオン蓄電池容量の小数点以下2桁未満を切り捨てます。

4 補助申請対象者

- (1) 住宅に太陽光発電システム又は定置用リチウムイオン蓄電池システムを設置する次のいずれかに該当する個人
- ア 市内に住所を有し、自ら居住する住宅(店舗、事務所等との兼用住宅を含む。以下同じ。)や倉庫、車庫等に、対象太陽光発電システム又は対象蓄電池システムを設置する方
- イ 新たに市内の住宅に居住する市外居住者で、当該住宅や住宅敷地内の倉庫や車庫等に対象太陽光発電システム又は対象蓄電池システムを設置する方
- (2) 事業所等の用に供する市内の建築物又はその敷地内に太陽光発電システムを設置する事業者

5 申請の方法

補助金の交付を受けようとする方は、補助対象設備の工事に着手する 10 日前までに、申請書類を提出してください。

(1) 提出書類(チェックリスト)

提出様式	太陽光発電	蓄電池
補助金交付申請書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>	
工事着手前の現況写真(カラー)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
契約書の写し(注1) ※市内に事業所を有する登録事業者が所有する建物に太陽光発電システムを自社で施工し設置する場合は、補助対象経費の内訳が分かるもの(契約書の提出は不要)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
市税に滞納がない旨の証明書(注2)	<input type="checkbox"/>	
※賃貸物件の場合は、建物所有者の設置承諾書	<input type="checkbox"/>	
※蓄電池のみを設置する場合は、既に太陽光発電システムが設置されていることが分かる写真	/	<input type="checkbox"/>
法人事業者の場合は履歴事項全部証明書、個人事業者の場合は個人事業主公的証明関係書(開業届の控え、青色申告書、白色申告書など)の写し	<input type="checkbox"/>	/
逆潮流を防止するRPR(逆電力継電器)を設置することがわかる単線結線図 ※高圧配電線と逆潮流無しで連系する太陽光発電システムを設置する場合	<input type="checkbox"/>	/

(注1) 「太陽電池モジュール」「付属機器」「工事に係る費用」「蓄電池」のそれぞれの補助対象経費金額及びその他経費が明確に記載されたもの

(注2) 市内在住者は「証明願」(税務課または各振興局市民福祉課で証明)、転入者は転入元の自治体で「完納証明書」等を取得してください。

(2) 申請先

豊岡市 コウノトリ共生部 コウノトリ共生課 脱炭素推進室(市役所本庁舎 2階 4番窓口)

持参の他、郵送、各振興局地域振興課窓口での提出も可能です。

※振興局に提出した場合は、コウノトリ共生課に届くまでに約1開庁日かかります。

補助金手続きのために、申請者本人の他、施工事業者に対し連絡する場合があります。

申請書に記載の設置計画等の内容が要件に適合していると認めるときは、予算の範囲内で先着順に、申請者に対して補助金交付決定通知書(様式第2号)を送付します。

なお、市が定める事項に違反したときは、交付者の決定を取り消す場合があります。

6 対象工事の着手、完了

補助金交付決定を受けた方は、交付決定日(交付決定通知書に記載の日付)以降に設置工事に着手し、2024年4月1日から2025年3月31日までに、余剰売電型太陽光発電システムは電力会社と太陽光発電の電力受給開始、完全自家消費型太陽光発電システム及び蓄電池システムは稼働開始してください。

※ 太陽光発電又は蓄電池の設置が「年度内に完了しない、又は工事内容の変更等により申請時から補助金額が増加する場合」は、計画変更承認申請書(様式第3号)、太陽光発電又は蓄電池の設置を中止しようとするときは、中止届出書(様式第3号の2)を市に提出してください。

7 補助事業実績報告書の提出

補助金交付決定を受けた方は、余剰売電型太陽光発電システムは電力会社との電力受給が開始された日、完全自家消費型太陽光発電システム及び蓄電池システムは稼働開始した日から起算して30日以内又は2025年3月31日(必着)のいずれか早い日までに、次の書類を市に提出してください。

(1) 提出書類(チェックリスト)

提出書類	太陽光発電	蓄電池
補助事業実績報告書(様式第4号)	<input type="checkbox"/>	
住民票の写し(発行日から3カ月以内のもの)	<input type="checkbox"/>	
工事完了後の現況写真(カラー)(注1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
太陽光又は蓄電池設置に係る領収書の写し等(対象経費の支払を確認できるもの) ※工事費用に変更があった場合は内訳書も添付	<input type="checkbox"/>	
全量売電ではないことを確認できる書類の写し (余剰売電型の場合) 太陽光発電に関する電力受給契約のご案内等 (完全自家消費型の場合) 逆流を防止するRPR(逆電力継電器)が設置されたことがわかる 単線結線図	<input type="checkbox"/>	
太陽電池の出力対比表(注2)	<input type="checkbox"/>	
太陽光発電又は蓄電池の竣工検査の試験記録書の写し(注3)	<input type="checkbox"/>	
蓄電池本体保証書の写し		<input type="checkbox"/>

(注1) 太陽光発電システムの設置箇所が確認できるもの(建物の全景等)。太陽光発電については、太陽電池モジュール設置枚数が確認できること。設置環境により写真撮影ができない場合は、太陽電池モジュールの配置図を添付すること。

(注2) 設置した太陽電池モジュールの変換効率、未使用品であることが確認できる出力対比表で、設置枚数分製品番号が入っているもの

(注3) 竣工検査項目は、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定及び総合評価とする。なお、竣工検査実施者は、電気主任技術者である必要はありません。

8 補助金交付請求書の提出

補助金額の決定(補助金額等決定通知書の送付)を受けた方は、補助金等交付請求書(様式第6号)を速やかに市に提出してください。

※市が請求書を受理してから補助金の支払いまで、約1か月かかります。

※記入内容に誤りがあると、補助金の支払いが遅れる場合があります。振込先に関する事項〔金融機関、支店、預金種類、口座番号、口座名義(ふりがな)〕を正確に記入してください。

9 対象システムの管理及び処分の制限

補助金の交付を受けた方は、補助対象となったシステムを法定耐用年数(太陽光発電17年、蓄電池6年)の期間、「善良な管理者の注意」をもって管理するほか、対象システムを補助金交付の目的以外に使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、財産処分承認申請書(様式第7号)により市の承認を受けなければなりません。

10 交付決定の取消及び補助金の返還

補助金の交付を受けた方が、本事業に関する市の定めに違反した場合、補助金を対象システムの設置以外の用途に使用した場合、又は交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合は、交付決定が取り消され、補助金の全部又は一部を返還しなければなりませんので注意してください。

補助金の返還を命じる場合は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金(その一部を納付した場合は、既納付額を控除した額)に年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命じられます。

豊岡市太陽光発電システム設置補助事業 — 手続きの流れ —

日程	申請者		豊岡市	
2024年2月1日から	申請	交付申請書類 →	受付	
	受理	← 交付決定通知書	審査	
	工事着工			
	申請 受理 申請	計画変更承認申請書 → ← 計画変更承認通知書 中止届出書 →	受付 審査 受付	
2025年3月31日まで		工事・支払完了 電力受給開始 又は稼働開始		
電力供給後又は稼働開始後30日以内もしくは 2025年3月31日のいずれか早い日	報告	補助事業実績報告書 →	受付	
	受理	← 額確定通知書	審査	
	請求	補助金交付請求書 →	受付	
請求書提出から約1か月後		補助金支払		

—県の無料相談が受けられます—

(財)ひょうご環境創造協会内にある再生可能エネルギー相談支援センターでは、太陽光発電システムの設置を考えている家庭に、相談員や専門家を派遣する現地調査を無料で実施していますので、ぜひ活用してください。

【再生可能エネルギー相談支援センター】

〒654-0037 神戸市須磨区行平町3-1-18

TEL : 078-735-7744 FAX:078-735-7222 |

URL : <http://www.eco-hyogo.jp/global-warming/saisei/>



問合せ先

豊岡市 コウノトリ共生部 コウノトリ共生課
脱炭素推進室

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2-4

TEL : 0796-21-9136 FAX : 0796-24-7801